墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年１１月２９日

墨田区長　　山　　﨑　　　　昇

墨田区条例第３１号

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年墨田区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表中「２９４，０００円」を「２９３，０００円」に、「２３４，０００円」を「２３３，０００円」に、「１４９，０００円」を「１４８，０００円」に改める。

付　則

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。